

平成24年第5回太子町議会定例会（第440回町議会）会議録（第1日）

平成24年12月5日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 同意第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）)
- 8 議案第44号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 9 議案第45号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第46号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第47号 太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第48号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 13 議案第49号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 14 議案第50号 太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 15 議案第51号 町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 16 議案第52号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第53号 太子町水道法施行条例の制定について
- 18 議案第54号 西はりま消防組合の設置について
- 19 意見書案第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 同意第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）)
- 8 議案第44号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 9 議案第45号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第46号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第47号 太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

- 12 議案第48号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 13 議案第49号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 14 議案第50号 太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 15 議案第51号 町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 16 議案第52号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第53号 太子町水道法施行条例の制定について
- 18 議案第54号 西はりま消防組合の設置について
- 19 意見書案第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

**会議に出席した議員**

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	中 島 貞 次
11番	服 部 千 秋	12番	井 村 淳 子
13番	中 井 政 喜	14番	橋 本 恭 子
15番	清 原 良 典	16番	佐 野 芳 彦

**会議に欠席した議員**

な し

**会議に出席した事務局職員**

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	首 藤 智 子	書 記	山 本 雅 子

**説明のため出席した者の職氏名**

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	井 手 俊 郎
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
監 査 委 員	森 川 勝		

**議長挨拶**

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言挨拶を申し上げます。

師走に入り何かとご多忙の中、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成24年第5回太子町議会定例会（第

440回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は、各会計の補正予算、条例制定等いずれも重要な案件をご審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほかご多用のことと存じますが、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論

が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞でございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成24年第5回太子町議会定例会（第440回町議会）が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

慌ただしい師走となりましたが、議員各位におかれましては、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件1件、予算案件4件、条例案件7件、規約案件1件の合わせて13件の議事につきましてご審議をお願い申し上げるものであります。

提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第5回太子町議会定例会（第440回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名

議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、首藤佳隆議員、福井輝昭議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの16日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等13件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成24年度8月分、9月分及び10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成24年第4回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めた

者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ、堂本正広企画政策課長、宗野祐幸生活環境課長、首藤武司さわやか健康課長、八幡充治街づくり課長、水田茂上下水道事業所長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から9月21日、9月28日、10月4日、10月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第5、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を議題とします。

経済建設常任委員会から閉会中の所管事務調査について中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 改めまして、皆さんおはようございます。

報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

調査事件。1、水道事業の健全化について。2、農地の有効活用。

2、調査年月日。平成24年6月18日月曜日

午前10時から午後0時、平成24年7月10日火曜日午前10時14分より午後0時1分、平成24年8月1日水曜日午前9時より午後1時、平成24年8月8日水曜日午前9時26分より午前11時55分、平成24年9月7日金曜日午前10時より午後3時33分、平成24年10月9日火曜日午前10時1分より午後0時43分、平成24年11月13日火曜日午前10時より午後0時4分。

3、調査の経過及び意見。

1、水道事業の健全化について。

水道ビジョンの進捗状況については、水道事業の現状、分析、施設の概要、施設管路の機能評価、管理状況、業務指標の分析、これから10年間の将来の見通しといった形で、太子町総合計画等の上位計画等の概要と整合性、将来の水道事業の見通し、施設更新の見通し、事業経営の見通し、問題と課題の整理、情報の保管、問題構造の把握等、出てきた課題のまとめをしている。将来像及び目標の設定、実現方策の検討、施策内容の検討と体系化と施策進捗管理簿の作成。具体的施策検討として、吉福浄水場の更新計画の検討、アセットマネジメント導入構想検討、事業経営計画の検討、最終的に地域水道事業の取りまとめという形で作成して、作成後には状況に応じて見直しを行う予定。今現在素案を作成中で、コンサルタント業者と協議、校正し、年末から年明けにパブリックコメントを実施する予定であり、進捗率はおおむね7割程度で、太子町の水道事業としての中期的な10年間の事業計画であるとのことであった。立岡山北配水池の進捗状況についても、9月末の出来高が約70%であり、10月から12月にかけて外側の足場の解体、避雷針の設置、らせん階段、手すりの設置、ポンプ室の建築工事、場内外の配管工事をし、年末で大まかな工事が完了する予定。年明けから水張り、水質検査試験を行い、施設周りの構造物の施工、仮設物の撤去、切りかえ、試運転調整を行い、来年2月末には完成予定であるとのことであった。

2、農地の有効活用の取り組み方。

農地の有効活用として、利用権設定促進事業をしている。農区長、農業委員会を通じ、自治会ごとに調査し、農地の現状を把握している。貸したい土地があれば、町でデータを集約し、その土地を利用して作物をつくりたいという希望者に情報を提供している。9月に啓発チラシを配布した結果、23年度は29筆2万1,800平米が、24年度は56筆の5万3,600平米に利用権設定の数が増えた。利用権の設定の申請は9月で締め切ってはいるが、前年度に比べて倍以上の申請があり、今も1日二、三件の問い合わせの電話があり、相談に来庁される等成果があらわれている。また、福地、岩見構、川島、松尾、広坂の利用権設定申請が多いとのことであった。

以上、報告終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 同意第6号 監査委員の選任  
につき同意を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第6、同意第6号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第6号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、識見を有する者として監査委員に就任をいただいております森川勝氏が本年12月31日をもって辞任されることに伴い、その後任を選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町東南3番地在住の水野賢司氏で、昭和23年1月5日生まれ、満64歳でございます。

水野氏の経歴は参考資料のとおりですが、人格高潔にして卓越した知識、識見をお持ちであります。

なお、任期は平成25年1月1日から平成28年12月31日までの4カ年であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第6号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に清原良典議員及び中藪清志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(佐野芳彦) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

清原良典議員及び中藪清志議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(佐野芳彦) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 14票

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第7 承認第3号 専決処分したものに  
つき承認を求めることについて(平成24年度兵庫県  
太子町一般会計補正予算(第2号))

○議長(佐野芳彦) 日程第7、承認第3号 専決処分したものに  
つき承認を求めることについて(平成24年度兵庫県太子町一般会計補  
正予算(第2号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(北川嘉明) 承認第3号専決処分したものに  
つき承認を求めることについてですが、本案件は平成24年度兵庫県太子町一般会  
計補正予算(第2号)であります。

本件は、11月16日の衆議院の解散に伴い、

選挙準備を進める上で迅速な予算執行が必要なため、11月16日に専決処分により補正予算  
編成の措置を講じたものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳  
出それぞれ1,294万8,000円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を97億202万5,000円とするもの  
であります。

歳入予算につきましては、県支出金、総務  
費委託金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、衆議院  
議員選挙費で、投票管理者等報酬、事務従事  
者手当、その他選挙執行事務経費を追加して  
おります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認  
いただきますようお願い申し上げ、提案説明  
とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わ  
りました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについて、この予算内  
の質疑でよろしいんですか。

○議長(佐野芳彦) 専決処分。

○井川芳昭議員 これの専決処分という形  
で、日がないということで、特にどうこう言  
うつもりはないんですが、実際に時間がない  
ことであるんですが、それについても特に問  
題はないと思いますが、その中で、反対をす  
るでも何もないんですが、この中のことにつ  
いても賛成という形の答弁になるんですが、  
一応そういったことを申しておきます。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 質問ではないんです  
ね。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、こ  
れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。  
これから承認第3号を採決します。  
本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、承認第3号を承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第44号から日程第18、議案第54号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑を第3日目以降に行いたいと希望します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

**日程第8 議案第44号 平成24年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第44号平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第44号平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費、債務負担行為の設定及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,521万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億4,723万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入の追加と町債の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、民生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費の追加と議会費、総務費、衛生費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業設定し、債務負担行為については2事業を設定しております。

また、地方債の補正については、都市計画事業、学校建設事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ただいま上程されました議案第44号平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

人件費につきましては、町長の給与減額及び全体を通じての職員給料、手当等の増減によりまして、総額396万7,000円の減額となっております。

なお、職員手当のうち勤勉手当の増減につきましては、当初予算において人事評価における成績率を一律100分の67.5で計上しておりますが、人事評価の結果に基づき支給した結果、各科目間で増減が生じたことによるものでございます。

18ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費、節14使用料及び賃借料128万9,000円の減額につきましては、システム機器の置き換え期間の延長や再リースが終了したことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

項4選挙費、目3町長選挙費の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費、節7賃金9万8,000円の追加につきましては、現在雇用中である嘱託職員を事務補助員として活用し、当該職員の賃金のうち一部を負担するものでございます。

24ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金260万5,000円の追加は、高齢者等住宅改造費助成の9月までの申請が11件に上り、今後の不足見込み額を補正するものでございます。節28繰出金については国民健康保険特別会計の補正予算によるものでございまして、目2老人福祉費の節28繰出金につきましても介護保険特別会計の補正によるものでございます。戻りまして、節19負担金補助及び交付金、社会福祉施設整備事業補助金1億6,820万円の追加につきましては、聖園の移転新築に伴いまして、県の補助金を町の予算を通して、同額を社会福祉法人へ交付するものでございます。なお、交付時期は事業完了後の平成25年度になりますので、予算の繰り越しをいたします。

目7保健福祉会館管理費、節11需用費のうち光熱水費128万円の追加につきましては、過去1年間のうち最大需要電力量が基本料金となるデマンド方式による電気料金の追加、再エネ発電促進賦課金の新設、燃料費調整単価及び太陽光発電促進付加金単価の上昇によるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節13委託料、農地転用台帳データ化委託料30万円の追加につきましては、太子町農業委員会が保有している紙ベースの農地転用データを農家台帳システムに入力し、システム管理するものでございます。

30ページをお願いします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費、町道維持補修工事費1,070万円の追加につきましては3点ございます。

1点目は、沖代線の車道舗装の損傷が進み、騒音及び雨水の水はねが発生しているため、舗装を打ちかえる工事を実施するものでございます。

2点目は、8月に通学路の緊急合同点検を

実施した箇所において外側線や減速マークなどを設置し、早期に安全対策を講じる必要があるため実施するものでございます。

3点目は、米田地区内の認定外道路において舗装が劣化し、学生等の通行に支障を来しているため舗装工事を実施するものでございます。

続きまして、項4都市計画費、目3公園管理費、節13委託料、太田公園水路土砂浚渫作業委託料300万円の追加につきましては、太田公園周辺水路において土砂や倒木等の堆積物が水の流れを阻害し、大雨による災害や害虫発生による環境悪化が懸念されていることから清掃を委託するものでございます。

目4公園事業費、節13委託料、総合公園測量及び実施設計業務委託料600万円の減額につきましては、実契約額の減によるものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金、消防広域化準備経費負担金491万1,000円の追加につきましては、西播磨地域消防広域化に伴い、新消防本部及び各消防署、分署で平成25年4月より使用する事務用品や庁舎看板、車両等の表示変更、職員被服の仕様統一などの準備経費を協議会構成市町で共同実施するため負担するものでございます。

32ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節7賃金、教育振興計画策定事務員賃金44万1,000円の追加につきましては、平成25年度策定予定の教育振興基本計画に必要な資料収集等を事前に行う事務員賃金でございます。

項2小学校費、目2教育振興費、節11需用費及び項3中学校費、目2教育振興費、節11需用費のうち修繕料25万円につきましては、教育用パソコンの老朽化による修繕料の追加でございます。

34ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目5文化財保護費、節13委託料103万8,000円の追加につきましては

は、JR網干駅西南土地地区画整理事業に伴う鍛冶田遺跡及び民間土地開発に伴う太田地区の川島遺跡、斑鳩地区の鶴遺跡の試掘確認調査によるものでございます。節14使用料及び賃借料77万2,000円の追加についても、その試掘のための機材借料の追加でございます。

36ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費、体育館トイレ改修工事費357万円の追加につきましては、体育館の障害者用トイレが老朽化し、段差もあり、利用者に大変な不便をおかけしております。そこで、県補助金の障害者自立支援特別対策基金を活用し、オストメイト機能を追加するとともに、ドアを車椅子利用者が容易に開閉できるよう引き戸に取りかえ、ベビーシート、フィッティングボードを設置するものでございます。

目3総合公園管理費、節11需用費のうち修繕料13万6,000円の追加につきましては、総合公園のサッカーゴールのキャスターが経年劣化のために動かなくなり、運搬における事故防止のため修繕を行うものでございます。

款11災害復旧費、項4農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節15工事請負費96万円の追加については、6月19日の台風4号の豪雨災害により原新池から原上ノ池へ流れ込む用水路が15メートルにわたり崩壊したため、予備費を充当し、災害復旧事業を実施しましたが、災害復旧事業として採択が認められましたので事業費を計上するものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金につきましては、3年据え置きを借り入れを予定しておりました平成23年度債の一部起債について、後年度負担を前倒しするため、据置期間をなしで借り入れしたため、今年度の元金償還金217万5,000円を追加するものであります。

目2利子865万5,000円の減額につきましては、平成23年度借入分について、当初の見込みより利率が下回ったことによる減額でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1町税、項4町たばこ税、目1町たばこ税については、決算見込み額により5,022万2,000円を増額しております。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の本年度交付額は17億208万4,000円と決定しておりますが、予算計上を留保しております7,221万2,000円のうち財源調整として3,971万2,000円を追加するものです。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金につきましては、農業用施設災害復旧費において説明いたしました原地区水路復旧事業の地元負担金16万4,000円の追加でございます。

目4土木費負担金につきましても、認定外道路整備に係る地元負担金100万円の追加でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては、障害者（児）補装具の増額による追加、平成23年度の子ども手当支給実績の確定に伴う精算交付分でございます。

12ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、歳出における各事業費の補正とあわせましてそれぞれ計上いたしております。

なお、子育て支援交付金1,395万4,000円の減額につきましては、年少扶養控除の廃止等により子育て支援施策の一部が一般財源化されたことによるものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金につきましても、民生費国庫負担金と同様の補正でございます。

項2県補助金につきましても、歳出で申し上げました各事業の特定財源の追加及び減額でございます。

14ページをお願いいたします。

項3委託金につきましては、統計調査等における交付金内定交付通知による委託金の追加、減額でございます。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1総

務費雑入及び節7教育費雑入につきましては、全て兵庫県市町振興協会からの交付金でございます。交付決定による補正でございます。

16ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1土木費につきましては、歳出で申し上げました総合公園整備事業に伴う減額でございます。

目2教育債につきましては、太子町東中学校校舎増築事業の事業費及び起債充当率の変更による減額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費の設定で、歳出で説明いたしました聖園の移転新築であります。社会福祉施設整備事業でございます。

次に、第3表は債務負担行為の設定で、斑鳩小学校普通教室設置事業につきましては、斑鳩小学校のクラス増に対応するために、プレハブ仮設教室をリース方式により5カ年設置するものでございます。学校給食調理業務等委託事業につきましては、3カ年の調理業務の委託を実施するものです。

次に、第4表は地方債補正の変更で、歳入予算にあわせて総合公園整備事業、太子東中学校校舎増築事業に係る起債限度額を補正いたしております。

以上で平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第9 議案第45号 平成24年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第45号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第45号平成24年度

兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,204万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億7,599万7,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金、繰入金、諸収入の追加と国民健康保険税、県支出金の減額であります。

歳出予算については、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、諸支出金の追加と基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） それでは、議案第45号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では事業執行に伴う人件費の追加、一般被保険者、退職被保険者に係る医療費の増加に伴う保険給付費の追加及び国保連合会からの決定通知による共同事業拠出金の追加、平成23年度広域連合補助金の精算に伴う償還金の追加であります。

歳入では、被保険者の増減による国民健康保険税の補正、歳出の保険給付費の補正に伴う国県支出金等の補正及び第三者納付金の追加等ございまして、財源調整のため、歳出の財政調整基金積立金を減額しております。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、事業執行に伴う人件費の追加として4万円を追加しております。

次に、款2保険給付費についてでございますが、療養給付費については3月診療分から8月診療分までの実績により、療養費については3月審査分から8月審査分までの実績により、高額療養費については2月診療分から7月診療分までの実績により今後の支出見込みをしました結果、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費を6,700万円、目3一般被保険者療養費を160万円、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費を2,800万円、目2退職被保険者等高額療養費を700万円追加するものであります。当初予算編成時に想定した被保険者数よりも一般被保険者数が増、退職被保険者等が減となったこと、また100万円を超える高額な手術の増等により大幅な医療費の増となっておるものでございます。

14ページをお願いします。

款7共同事業拠出金につきましては、目1高額医療費拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金とも兵庫県国民健康保険団体連合会からの決定通知によるもので、それぞれ271万8,000円、246万3,000円を追加するものであります。

款9基金積立金につきましては、歳入歳出補正の結果生じた差額7,678万1,000円を財源調整のため財政調整基金積立金から減額しております。

款11諸支出金につきましては、平成23年度に収入しました後期高齢者医療制度特別対策補助金の交付確定に伴い、超過交付額を返還するために償還金を2,000円追加するものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。

6ページをお願いします。

款1国民健康保険税につきましては、決算見込みにより目1一般被保険者国民健康保険税の現年課税分で580万円を追加し、目2退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分で1,290万円を減額しております。歳出でご説明しました保険給付費と同様、当初予算編成時に想定しました被保険者数につきまして、

一般被保険者数が増加し、退職被保険者等が減少したことによるものでございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金1,348万5,000円の追加、飛びまして8ページの項2国庫補助金、目1財政調整交付金757万7,000円の追加につきましては、歳出の一般被保険者に係る保険給付費の補正により追加しております。

6ページに戻りまして、項1国庫負担金、目2高額医療費共同事業負担金67万9,000円の追加、飛びまして8ページの款6県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金67万9,000円の追加につきましては、歳出の高額医療費拠出金の補正に伴い追加しております。

款4療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金1,719万4,000円の追加につきましては、退職被保険者等国民健康保険税の減額及び歳出の退職被保険者等高額療養費の補正に伴い追加しております。

款6県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金につきましては、節1普通調整交付金を2,469万5,000円減額、節2特別調整交付金を1,731万2,000円追加、合計738万3,000円を減額しております。節1普通調整交付金につきましては、保険給付費の増に伴う追加分はあるものの、当初予算で措置しました定率国庫負担金34%分のうち2%の振りかえ分について、県条例の改正によりまして特別調整交付金への振りかえとなったため、この2%を減額した結果、2,469万5,000円の減額となっております。一方、節2の特別調整交付金につきましては、振りかえ分のうち全市町に交付されることが既に決定している1%分につきましては追加しております。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金136万円の追加、続いて10ページをごらんいただきまして、目2保険財政共同安定化事業交付金246万3,000円の追加につきましては、歳出の共同事業拠出金の補正に伴い同額追加しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般

会計繰入金、節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費を4万円追加したことにより同額を追加しております。また、節4財政安定化支援事業繰入金につきましては、平成24年度普通地方交付税の交付額の確定によりまして61万7,000円を追加しております。

款12諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金243万1,000円につきましては、10月末までの実績により追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,204万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,599万7,000円とするものでございます。

以上で平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第10 議案第46号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第46号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 議案第46号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,754万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,193万円とするものであります。

歳入予算については、介護サービス事業収入、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算については、総務費、保険給付費、介護サービス事業費、地域支援事業費、

基金積立金、諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） ただいま上程されました議案第46号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、主に要介護、要支援認定申請者数及びサービス事業者数の増による保険給付費及び介護サービス事業費等の増額補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

歳出全体を通じまして、職員人件費につきましては、事業執行による人件費の追加でございます。職員手当等及び市町村職員共済組合負担金の補正によりまして、総額4万9,000円の追加となっております。

9ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、上半期の歳出状況により下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、居宅介護サービス給付費としまして1億3,784万円、居宅介護福祉用具購入費として74万6,000円、居宅介護サービス計画給付費としまして1,195万7,000円、地域密着型介護サービス給付費としまして46万4,000円を追加し、合計1億5,100万7,000円を追加しております。

目2予防サービス費につきましては、上半期の歳出状況により下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、介護予防サービス計画給付費として90万9,000円を追加しております。

目3高額介護サービス費につきましては、上半期の歳出状況により下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、444万5,000円を追加しております。

目5審査支払手数料については、上半期の

歳出状況により下半期の必要額を推計した結果、現予算に不足が生じると思われるため、21万3,000円を追加しております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、介護予防サービス事業費の受給者の増加により、委託料として36万円を追加しております。

11ページをお願いします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、財政安定化基金の交付に伴い、1,002万1,000円を追加しております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金につきましては、過年度事業精算の結果、国庫への返還金としまして54万円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお願いします。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入につきましては、介護サービス事業収入の増額に伴い、90万9,000円を追加しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費増額に伴い、2,844万5,000円を追加しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金については、保険給付費増額に伴い、65万7,000円を追加しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、保険給付費増額に伴い、3,726万7,000円を追加しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費増額に伴い、1,949万4,000円を増額しております。

7ページをお願いします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付費増額、介護サービス事業減額及び人件費の補正に伴い、4,979万8,000円を追加しております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金

繰入金については、介護給付費の増額に伴い、3,097万4,000円を追加しております。

歳入についての説明終わります。

以上で議案第46号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第47号 太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第47号太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第47号太子町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公営企業法非適用企業に財務規定等が今後適用される予定であり、公共下水道事業である太子町下水道事業特別会計及び太子町前処理場事業特別会計も経理の処理面から両会計の統合を行っておく必要がありますので条例改正を行うものです。

改正内容としましては、第1条及び第2条において、前処理場事業に係る字句を追加しております。附則として、第1項にて施行期日を平成25年4月1日とし、第2項にて太子町前処理場事業特別会計条例（平成元年条例第9号）を廃止することとし、第3項及び第4項にて経過措置として、太子町前処理場事業特別会計の平成24年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例によること、また太子町前処理場事業特別会計の平成24年度の剰余金、債権及び債務は太子町下水道事業特別会計に繰り入れるものとしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第12 議案第48号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第48号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 議案第48号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公営住宅法、都市公園法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、関連する太子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、太子町営住宅の設置及び管理に関する条例、太子町立都市公園条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、施設・公物の設置管理基準等について、これまで国の法令で定められてきた基準の一部が自治体の条例に委任されたことによる規定の整備でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のと

おり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第48号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年5月2日及び8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同第105号）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公営住宅法、都市公園法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、関連する条例を一括して改正し、整備するものでございます。

まず、第1条についてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことにより、これまで厚生省令で定められていた市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格について、市町村の条例で定めるものとなったため、太子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に新たに技術管理者の資格について規定するものです。

当町といたしましては、一般廃棄物処理施設の維持管理について、施設の適正な維持管理を怠ると大気汚染や悪臭などの環境保全上の支障を及ぼす可能性があることから、技術管理者の資格基準については、これまでと同等の知識及び技能を有する者でなければならないと考えますので、国と同じ基準としております。

次に、第2条についてですが、公営住宅法が改正されたことにより、同法に規定されていた公営住宅等の整備基準、入居資格に係る収入基準が条例に委任されたため、太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の入居資格の一部を改正し、整備基準を新たに規定するものでございます。

整備基準について、当町としましては、現

行の基準省令と同等の基準で住宅性能を十分に確保することができるものと考え、基準省令と同等の整備基準とし、第3条の2において規定を新設いたしております。

入居資格に係る収入基準についてですが、当町としましては、町営住宅の戸数も8戸と少なく、現行の収入基準及び裁量階層対象者の基準を緩和すると本当に住宅を必要とする方の入居を阻害することとなるため、現行の基準を維持することとし、本来階層の収入基準の上限は月額15万8,000円、裁量階層の収入基準の上限については月額21万4,000円とし、第6条第2号にて規定を整備いたしております。

次に、第3条についてですが、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことにより、両法に規定されていた1人当たり都市公園面積の標準、都市公園の配置及び規模、公園施設の設置基準、都市公園移動等円滑化基準が条例に委任されたため、太子町立都市公園条例の一部を改正し、整備基準を新たに規定するものでございます。

いずれの基準についても政省令を参酌して条例で定めることとされておりますが、当町としましては、これまでの都市公園整備を基準政省令により行っており、今後の都市公園整備や各市町との整合性等鑑みた場合、基準政省令と同等の基準とすることが妥当であると考え、基準政省令を基準といたしております。

最後に、この条例の施行日は平成25年4月1日といたしております。

以上、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第49号 太子町指定**

## 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

**○議長（佐野芳彦）** 日程第13、議案第49号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（北川嘉明）** 議案第49号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの運営基準等について条例制定するものでございます。

制定内容は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が条例委任されたことに伴う規定の制定でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 副町長。

**○副町長（八幡儀則）** ただいま上程されました議案第49号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年5月2日及び8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正され、同法に規定されていた指定地域密着型サービスの基準が条例に委任されたことに伴い、太子町指定地域密着型サ

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

制定基準につきましては、現行の指定地域密着型基準省令にのっとり各事業所が適正に事業を運営されていることにより、原則基準省令にあわせ制定しております。

指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下と定めております。参酌すべき基準としては、文書の保存期間について、介護報酬の過誤請求等により返還請求権の消滅時効期間との整合性を図り、各サービスを共通して省令基準の2年から5年とし、また指定地域密着型老人福祉施設の居室定員については、現在も町内の介護老人福祉施設に4人部屋が存在し、低所得者の入所に配慮が必要なことから、省令基準の2人から4人とする事とし、独自基準を規定いたしております。

最後に、この条例の施行日は平成25年4月1日といたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第14 議案第50号 太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第50号太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第50号太子町指定

地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等について条例制定するものでございます。

制定内容は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が条例委任されたことに伴う規定の制定でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第50号太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年5月2日及び8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正され、同法に規定されていた指定地域密着型介護予防サービスの基準が条例に委任されたことに伴い、太子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

制定基準につきましては、現行の指定地域密着型基準省令にのっとり各事業所が適正に事業を運営されていることにより、原則基準

省令にあわせ制定しておりますが、参酌すべき基準として、文書の保存期間については、介護報酬の過誤請求等により返還請求権の消滅時効期間との整合性を図り、各サービスを共通して省令基準の2年から5年とし、独自基準を規定しております。

最後に、この条例の施行日は平成25年4月1日といたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第51号 町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第51号町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第51号町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行され、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律が改正されたことに伴い、条例制定するものでございます。

制定内容は、町道の構造の技術的基準、町道に設ける道路標識の寸法に係る基準、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が条例委任されたことに伴う規定の制定でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されまし

た議案第51号町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により道路法の一部が改正され、同法に規定されていた町道の構造の技術的基準、町道の道路標識の寸法に係る基準が条例に委任され、また平成23年8月30日に公布された同法律（平成23年法律第105号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が条例に委任されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

町道の構造の技術的基準、町道の道路標識の寸法に係る基準並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準につきましては、いずれも政省令を参酌して条例で定めることとされておりますが、当町としましては、これまでの道路整備を基準政省令により行っており、そして今後の道路整備や国、県、市道との整合性等を鑑みた場合、基準政省令と同等の基準とすることが妥当であると考え、基準政省令を基準としております。

最後に、この条例の施行日は平成25年4月1日といたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第52号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第52号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第52号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行され、下水道法が改正されたこと等に伴い、太子町下水道条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、公共下水道の構造の基準、都市下水路の構造及び維持管理の基準が条例委任されたことに伴う規定の整備、排水設備責任技術者の登録の有効期限の変更、下水道使用料に係る消費税等の税率についての字句改正等をするものでございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第52号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により公共下水道の構造の基準、都市下水路の構造及び維持管理の基準が条例委任されたことに伴い、規定を整備するものでございます。また、排水設備責任技術者の登録の有効期間の変更及び下水道使用料に係る消費税等の率についての字句改正を行うものでございます。

公共下水道の構造の基準、都市下水路の構造及び維持管理の基準につきましては、下水道法施行令（昭和34年政令147号）が定める基準を参酌して定めることとされておりますが、当町としましては、これまで政令の基準に基づき構造物の築造及び維持管理を行っており、引き続き政令の基準を維持することで同様の構造物の築造及び維持管理ができる

考えますので、政令で定める基準をもって町の基準とするものとしており、第31条、第32条に規定し、その他関連条文の整備をいたしております。

次に、排水設備責任技術者の登録の有効期間の変更につきましては、現行規定では有効期間は5年で、特に必要があるときにはこれを短縮できるとされております。実務においては、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが発行する責任技術者更新講習修了証に記載の有効期限を排水設備責任技術者の登録の有効期間として運用しておりますが、これに適合するよう、第5条及び第5条の15において字句改正を行っております。

次に、下水道使用料に係る消費税等の税率の字句改正についてですが、消費税法の一部改正により消費税率の改定が予定されているため、第15条にて消費税加算の規定を改めるものでございます。

最後に、この条例の施行日は平成25年4月1日といたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第53号 太子町水道法施行条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第53号太子町水道法施行条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第53号太子町水道法施行条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行され、水道法が改正されたことに伴い、条例制定するものでございます。

制定内容は、布設工事監督者を配置しなけ

ればならない水道の布設工事の範囲、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準が条例委任されたことに伴う規定の制定でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第53号太子町水道法施行条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨を明記いたしております。

第2条におきましては、布設工事監督職員を配置しなければならない水道の布設工事の範囲を規定いたしております。水道法第3条第10項に規定する工事は、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の新設工事及び次の施設の増設もしくは改造工事で、1点目は、1日の最大給水量、水源の種別、取水地点、または浄水方法の変更に係る工事、2点目は、沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備、または配水池の新設、増設、または大規模な改造に係る工事でございます。

第3条は、第2条の工事を行うための技術者による布設工事監督者の資格基準を定めています。政令第4条第1項を具体的に言いますと、学歴等により実務経験年数を定めたもので、大学の土木工学科において衛生工学または水道工学を修めた卒業者は2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。以下、大学の土木工学科で衛生工学、または水道工学以外の学科を修めて卒業した者は実務経験3年以上、短期大学、高等専門学校において土木科を卒業した者は実務経験5年以上、高等学校、中等教育学校においては、土木科を卒業した者は実務経験7年以上、またこれらに該当しない者は実務経験10年以上と定めております。

第4条では、水道技術管理者の資格基準を

定めています。政令第6条第1項を具体的に言いますと、先ほどの布設工事監督の資格を持っている者のほか、大学の土木工学を除く、工学、理学、農学、医学、薬学の卒業者は実務経験4年以上、短期大学、高等専門学校のこれらの学科の卒業者は実務経験6年以上、同じく高等学校、中等教育学校のこれらの学科の卒業者は実務経験8年以上、またこれらに該当しない者は10年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者となっております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第18 議案第54号 西はりま消防組合の設置について

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第54号西はりま消防組合の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第54号西はりま消防組合の設置について説明を申し上げます。

西播磨地域消防広域化協議会の設置については、3月定例会でご承認いただき、協議、調整を進めてまいりました。このたび協議内容がまとまり、相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町の消防事務等の共同処理を行うため、地方自治法第284条第2項の規定に基づき規約を定め、西はりま消防組合を設置するものでございます。

設置に当たりましては、地方自治法第290条の規定により関係市町の議会の議決を経る必要がありますので、関係市町の同一歩調により提案するものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第54号西はりま消防組合の設置につきまして提案理由及びその内容についてご説明を申し上げます。

平成18年の消防組織法改正及び国の指針策定を受けて、平成21年に兵庫県が兵庫県消防広域化推進計画を策定いたしました。

これらを踏まえ、地震、風水害などさまざまな大規模災害、事故等に対応できる消防力の強化並びに消防に関する行財政運営及び基盤強化の実現のため、本年4月から相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町の3市2町で地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく西播磨地域消防広域化協議会を設置し、消防広域化に向けた調査研究、基本的事項及び将来ビジョンの協議、調整を行ってきました。

これまで7回にわたり開催された協議会での審議を経て、消防事務等の共同処理を行うための協議が調いでしたので、地方自治法第284条第2項の規定に基づき規約を定め、一部事務組合を設置しようとするものでございます。この設置に当たりましては、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので、関係市町が同一歩調により提案するものでございます。

議案の概要につきましては、消防事務等を共同処理する一部事務組合の名称や構成市町、事務の内容のほか、議会や執行機関、運営経費等に係る規約を定めるものでございます。

それでは、添付しております西はりま消防組合規約につきまして主な点をご説明申し上げます。

第1条から第4条までは、第1章総則の規定でございます。

第1条では、組合の名称を西はりま消防組合と規定いたしております。

第2条では、組合を組織する地方公共団体を規定いたしております。

第3条では、組合の共同処理する2つの事務を掲げております。ただし、たつの市新宮

町光都1丁目、同2丁目及び同3丁目の区域と佐用町光都1丁目の区域に係る当該事務につきましては、たつの市及び佐用町がそれぞれ赤穂市に委託しているため除外しております。

まず、第1号は、消防に関する事務でございます。なお、消防団及び消防水利に関する事務につきましては市町が行うこととしております。

もう一つの事務は、同条第2号の火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に係る知事の権限に属する事務のうち、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により構成市町が処理することとされた事務でございます。

次に、第4条では、組合の事務所の位置を規定いたしております。現在のたつの市揖保川総合支所の位置でございます。

第5条から第8条までは、第2章組合の議会の規定でございます。

第5条では、議員の定数を10人、構成市町の定数は各2人と規定しております。

第6条では、議員の選挙の方法として、構成市町の議会の議員により選挙すること、また第7条では、議員の任期を構成市町の議会の議員の任期によることなどを規定いたしております。

次に、第8条では、議長及び副議長を議員の互選で選出することなどを規定いたしております。

第9条から第13条までは、第3章組合の執行機関の規定でございます。

第9条第1項では、管理者1人と副管理者4人、会計管理者1人を置くこととし、第10条で、その選任方法として、第1項で管理者は構成市町の長の互選、同条第3項で、副管理者は管理者以外の構成市町の長であること、同条第4項で、会計管理者は管理者が構成市町の会計管理者のうちから任命することといたしております。

また、第11条で、管理者及び副管理者の任期は構成市町の長の任期であることを定めて

おります。

次に、第12条は、消防職員に関する規定として、第1項に消防吏員、その他の必要な職員を置くことと、同条第2項では、職員の定数は条例で定めること、同条第3項では、消防長は管理者が任命し、消防長以外の職員は管理者の承認を得て消防長が任命することを規定いたしております。

次に、第13条は、監査委員に関する規定として、第1項に、監査委員を2人置くこと、同条第2項では、地方自治法第196条第1項に規定する、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者と、組合議員のうちからそれぞれ1人を選任すること、同条第3項では、その任期を規定いたしております。

第14条は、第4章の組合の経費の規定でございます。経費の支弁の方法としまして、同条第1項で、組合の経費は、第1号の構成市町の負担金、同項第2号の手数料、同項第3号のその他の収入をもって充てるとしております。

また、同条第2項では、前項第1号に掲げる負担金の額を規定しております。第1号では、消防に関する事務（第3条第1号）に要する経費の負担金の額は構成市町の長の協議で定めることとしておりまして、別途構成市町の間で協議書を取り交わす予定でございます。その構成市町の長の協議により定める負担金の額についてでございますが、平成25年度から平成27年度までの3年間と平成28年度以降に分けて協議いたしております。

まず、平成25年度から平成27年度までの3年間は、人件費については、本部、署所とも構成市町のそれぞれが実額を負担することとし、物件費については、本部分を平等割、署所分は施設が所在する構成市町においてそれぞれ実額を負担するものとしております。

次に、平成28年度以降においては、本部に係る人件費と本部及び署所に係る物件費の

30%を平等割、70%を普通地方交付税の消防費に係る基準財政需要額の比率である交付税割により構成市町が負担することとしております。また、署所の人件費につきましては、署所の所在する構成市町の負担といたしております。

なお、平成28年度以降の人件費につきましては、消防職員に係る総人件費を消防職員数で除して算出した平均単価を基礎数値として、本部、署所に配置されている人数を乗じて算出するものでございます。

さらに、車両の更新及び新規購入に係る経費については別途協議することとしております。

次に、同項第2号は、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に係る知事の権限に属する事務のうち、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により、構成市町が処理することとされた事務（第3条第2号）に要する経費の負担金の額でございますが、兵庫県知事が構成市町の長に交付した移譲事務市町交付金の相当額といたしております。

また、同項第3号では、前2号の規定にかかわらず、管理者が必要と認める費用の負担金の額は構成市町の長の協議により定めることができることとしております。

次に、同条第3項では、第1項第1号の負担金（構成市町の負担金）は管理者が定める日までに組合に納入すると規定いたしております。

以下、補則、附則を規定しておりまして、施行期日等といたしまして、規約は兵庫県知事の許可があった日から施行し、この規約に基づく事務の共同処理を開始する日は平成25年4月1日といたしております。

また、管理者の職務執行者につきましては、規約施行後管理者が選任されるまでの間は、たつの市長が執行するものとしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第19 意見書案第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について**

○議長（佐野芳彦） 日程第19、意見書案第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員。

○服部千秋議員 お手元に意見書（案）をお配りさせていただいておりますので、それを読み上げて提案の趣旨説明とさせていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題であり、森林の持つ地球環境の保護、国土の保全、自然環境の保持、水質の涵養など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待が高まっている。

我が国は、京都議定書において、第1約束期間である平成20年から24年までの間に温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入された。一方、「森林吸収源対策など地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改革大綱」において「平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進める」とされている。

地球温暖化防止を確実なものとするため、森林の整備・保全等の森林吸収源対策を推進し、豊富な自然環境が生み出す再生可能エ

ネルギーを活用する取り組みなどを森林を持つ市町村が自主的・総合的に実施することが不可欠である。

しかし、現在これら市町村は木材価格の暴落と低迷、林業従事者の高齢化と後継者不足等厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を求める。

記。二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月5日。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。兵庫県揖保郡太子町議会議員佐野芳彦。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱い

については議長にご一任いただきたいと思  
います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月6日午前10時から再開し  
ます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時46分）